

○越谷しらこぼと基金運営委員会規則

令和3年3月31日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷しらこぼと基金条例（平成元年条例第17号）第9条第5項の規定に基づき、越谷しらこぼと基金運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己が所属する団体が申請する越谷しらこぼと基金助成金交付要綱（平成14年告示第62号）に基づく越谷しらこぼと基金助成金の交付に係る審査に参加することができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民協働部市民活動支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第22号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。